ローマ帝政前期における皇帝顧問団の人的構成

人文・社会科学系　新保 良明

第１節　研究史

ローマ帝政史研究において、「皇帝顧問団 consilium principis」が政治史、国制史、法制史など様々な角度からすこぶる重要な存在とみなされてきたことは言を俟たない。この集団は皇帝と共に使節を引見したばかりか、行財政や軍事の諸問題に対して彼の諮問に応じたのみならず、皇帝裁判にあっては裁判官たる帝に陪席して各自が判決案を表明し司法にも携わったからである。このように、多様な機能を果たした顧問団は皇帝が権力を行使する過程において看過されえない役割を担ったがゆえに、帝国統治に継続性と安定をもたらしたと一様に高い評価を受けてきた。(1) だが、当該組織は史料的に曖昧な点、不明な点を多々抱え、そのため内実に一歩でも踏み込もうとすれば、我々は諸研究による幾多の見解の相違という壁に突き当たることとなり、共通理解が成立しているとはほど遠い現状に遭遇することになる。帝政が確立する１世紀における初期の顧問団をひとまず俯瞰しようとするだけで、以下に集約される根本的争点に直面してしまうのである。

Ⅰ．顧問団の種類：T・モムゼンは三つの顧問団の存在を指摘した。即ち、①アウグストゥス帝とティベリウス帝、ならびに３世紀前半のアレクサンデル・セウェルス帝下に存し、常任委員から構成された常設元老院委員会、②政治全般や軍事問題を担当する顧問団、③司法を担当する顧問団、である。これに対しJ・クルックは①を例外的組織と捉えた上で、皇帝が司法と行政の両面に関わる係争を裁定したことを重視し、②と③を別組織とみなすことの無意味さを説いた。かくて、彼は一つの顧問団が諮問案件に応じ両機能を果たしたにすぎないと論じたのであった。当該説はF・ミラー、F・アマレッリ、M・ハモンド、J・ブライケン、F・アルカリアらの支持を得るところとなっている。だが、W・クンケルはクルックが指摘する行政裁判も③が担当したと論じ、編制上の違いに着目して②と③を判別すべきことを強調した。さらに、彼は④皇帝巡幸時の顧問団という組織を新たに設定し、属州においてはそれが②と③を兼務したと唱えた。H・ジョロヴィッツが本説と同じ議論を展開している。(2)

Ⅱ．顧問団の人的構成：クルックは、処理すべき課題に応じその都度、皇帝が「友人達 amici principis」の中から助言者を自由に招集したため、その編制は常に流動的で、出席者は非公式にして無定形であったと唱えた。モムゼン、O・ヒルシュフェルト、ミラー、アマレッリ、W・エックらが同様の理解を表明している。一方、アルカリアは皇帝の友人と元老院選出の常任委員という二つの要素から顧問団が成り、後者こそがその中核を占めたと強調した。しかし以上の研究者らは最初から②③の顧問団を同一視する立場から出発し、かかる前提に基づき関連史料を一括して分析してきている。これに対しクンケルは両顧問団を区別した上で、特に③を重点的に検証した。その結果、②に関してはクルック説を妥当としたが、③においてはアルカリアと同じ見解を展開した。また、クンケルは独自に設けた④について「随員 comites」が顧問団を構成したとする。尚、A・A・シラーは、クルック説とクンケル説の

何れが適切かを判断しがたいと率直に認めている。これは本稿のテーマが抱える難度の高さを如実に証言しよう。(3)

Ⅲ. 顧問団の意見の拘束力：クルックは政治・軍事・司法の何れの局面でも最終決定は皇帝の専決事項に属し、彼は顧問団の助言に法的にも事実上でも束縛されないと主張し、この所説はモムゼンやジョロヴィッツ、アマレッリ、J・ゴドメらにも見られる。しかしクンケルは司法問題に関して異を唱えた。彼によれば、民事裁判では確かに顧問団の意見に拘束力はないが、刑事裁判・行政裁判では皇帝といえども、顧問団の多数決に則って判決を下さねばならなかったというのである。そしてG・テュールやE・シツェクらが当該説に与する。さらに、ブライケンは顧問団の意見には拘束力が理念上あったと指摘し、ハモンドはそれが事実上あったと積極的に評価している。(4)

以上のように、皇帝顧問団は重要性を夙に指摘されながらも、研究史を繙けば、通説として耐えうる見解は未だ存在していないのが実状である。そしてⅡの争点は顧問団を制度的に如何に位置付けるかに帰着する。即ち、それは帝の友人から成る制度外の非公式組織なのか、それとも元老院に人選の一部が委ねられた半公的組織であったのか、という問題である。この解明がⅠの争点にもつながることは言うまでもなかろう。

一方、Ⅲに関しては、筆者は既にそれを取り上げ、論文化している。(5) 結論のみ再確認しておこう。つまり、判決案の諮問自体が法廷とは別室で、非公開で行われたあげく、皇帝は各陪席者により投じられた有罪札と無罪札の票決結果を公表せずともよかった。また顧問団員が各々、判決案を書面提出する方式が取られても、それらの案の内容がどうあれ、皇帝が自説を多数派の案であるかのごとく改竄、発表するに至った可能性は十二分にあった。その上、実際の顧問団会議の討議の場において各人が自己の判決案を口頭発表するときにすら、皇帝に近しい有力者が皇帝の意向を代弁して、意見を先に発表した後では、多くの顧問団員が保身のために、不本意ながら、その案に追随してしまう傾向は確かに認められるのである。よって、顧問団の意見の拘束力を問うても、あまり意味がない。制度的に法的実効性があろうと、なかろうと、皇帝の思惑どおりの判決がほぼ確実に下される実態があったと言えよう。

このように、我々は顧問団を制度と職能から再検討すべきであり、またこれは皇帝権力理解への路程において多大な意義を有すると思われる。

しかし、在来の研究が数少ない関連史料を共有しながら、諸説を生み出すに至った状況に照らせば、事実の再構築は決して容易ではない。そこで、小稿は次の分析を試みたい。まず、顧問団の人的構成に関しては、諮問の案件を問わずに史料を包括的に検討した旧来の手法を採らず、政治・軍事問題の諮問と皇帝裁判における陪席を区分けした上で各々に携わった成員を究明してみる。差し当たり、前者を巡る非公式会議と後者の公式な裁判を同列に置くわけにいかないと考えられるからである。とはいえ、案件を区別せずに導き出されたクルックらの学説にしても、それが政治・軍事案件と司法案件の両方において顧問団編制の流動性が認められれば、説得力は一気に高まることになろう。また、かかる検討は顧問団編制の差異の有無を明らかにし、これは自ずとⅠの論争に決着を迫ることになるのである。尚、属州での皇帝顧問団はクンケルが指摘するように帝の随員から構成されざるをえなかった点に鑑みて、(6) 本稿は首都において招集された顧問団に着目したい。本来的形態はここにこそ顕現す

るに相違ないからである。

第２節　政治案件に関する顧問団の人的構成

皇帝が友人の中から随意に人選して顧問団を編制したと説くクルックはその著『コンシリウム・プリンキピス：アウグストゥス帝からディオクレティアヌス帝までの皇帝顧問団と顧問団員 CONSILIVM PRINCIPIS. *Imperial Councils and Counsellors from Augustus to Diocletian*』の末尾に、両帝の治世間の 300 年以上に及ぶ時期における諸帝の友人や重要人物を 360 名にわたって網羅し、彼らの顧問団参加を想定した。とはいえ、彼らの内、参加が史料上確認される人物は僅か 31 名にすぎないことをアマレッリが指摘している。(7) 従って人的構成をプロソポグラフィカルな分析には求めえず、関連史料を逐一精査するしかあるまい。アウグストゥスの治世から順を追って確認していこう。

彼の顧問団に関しては、以下の情報が即座に得られる。(8)

A：「大抵、帝は両コンスル、或いは帝自身がコンスルの場合にはもう一人のコンスル、そしてそれ以外の政務官から一人ずつ、さらに残りの元老院議員から籤で選出された 15 名 *ek te tou loipou ton bouleuton pletous pentekaideka tous klepoi lakhontas*、これらを半年任期で助言者 *sumboulous* とした。その結果、上程される法 *nomothetoumena* が彼らを通して何らかの方法で他の議員達全員に伝えられた。･･･ 帝は時折、彼ら助言者達と共に裁判を行った。」(Dio 53.21.4f.)

B：「また帝は自分のために顧問団を半年毎に籤で選び sibique instituit consilia sortiri semenstria、それと共に元老院全体に提出される案件をあらかじめ討議することを決めた。」(Suet., *Aug*.35.3)

両史料に現れる顧問団は皇帝が人事権を一切保有しない中で編制され、元老院提出案件の事前審議を本務としたばかりか、参加者各人は議案を本会議に先立ち、知り合いの議員達に周知させるという役割も担った。(9) アウグストゥス帝はこのように常設元老院委員会の設置により本会議での反対を能う限り排除しようとしたと考えられ、これは帝が諸権限を集積しながらも、如何に元老院経営に腐心していたかを示すであろう。しかしクルックは、彼の側近こそが本委員会に付される案件を準備した真の政治顧問団であると主張する。(10) 確かに A と B の委員会に立案能力までは窺えず、共和政の政務官同様にアウグストゥス帝がアグリッパやマエケナスなどの腹心と内々に原案を練った上で、政治全般に関し委員会に諮問したという想定は十分に首肯されうる。従って同帝下では、政策を立案する顧問団とそれを予備審議する委員会の二つが職務を分掌していたことになろう。

だが、アウグストゥスは死去前年の後 13 年に顧問団の機構改革を断行した。

C：「高齢により帝はもはや稀にしか元老院に出席できず、そこで任期 1 年の 20 名の助言者を求めた。だが、これ以前、彼は半年任期の 15 名の助言者と協働していたのである。また次の決議がなされた。即ち、ティベリウス、この 20 名、その年の両コンスル、予定コン

スルら、養子縁組による孫達、そして彼ら以外に帝がその都度助言を求めた人々 *ton te allon hosous an hekastote prosparalabei*、以上の人々と彼が協議して決定したことは何であれ元老院全体を満足させるものとして有効である、と。」(Dio 56.28.2f.)

今や顧問団の決定は元老院決議に等しい効力を付与され、その職能は以前の予備審議から一挙に強化されたことは自明である。一方、成員は（ア）帝室、(イ）任期1年の助言者20名、（ウ）コンスルと予定コンスル、（エ）帝が随意に招集できるその他の人々、であった。ここで（イ）の人選が注目される。帝がその20名を「求めた *eitesato*」と記されているが、これは帝の指名を意味するとは考えがたい。彼は自在に（エ）を出席させえた以上、20名も自ら人選して助言者に任ずる必要はなく、当該箇所は帝が選出を元老院に要請したことを示すと思われる。ならば、元老院は如何なる方法で選出したというのか。モムゼン、G・チコーニャ、ハモンドは史料A・Bと同じ抽選を、クンケルとアルカリアは元老院による選抜を想定した。[11] だが、当組織が元老院の業務を代行する存在と化していたことに照らせば、20名が抽選で無作為に確定されたというよりも、元老院が自らの代表、恐らくは有力議員を選抜したと考えるべきであろう。かくして、（ア）は特別としても、それ以外の成員は元老院により選出される（イ)、元老院議員と騎士の予備選挙団体により選出される（ウ)、[12] 皇帝に人事権がある（エ）ということになり、人選方式に着目すれば、制度的に皇帝の人選を経ない（イ）（ウ）と皇帝の人選を経る（エ）の二つに分類される。（イ）（ウ）が予備審議委員会、(エ）が政策立案顧問団に由来することは明らかである。そしてアウグストゥスの老齢に伴う特例措置であることを如何に力説しようと、政策立案顧問団が元老院決議に匹敵する決定までも下すことは皇帝独裁の謗りを免れなかったに違いない。そこで、審議決定事項に正当性と重みを与えるために予備審議委員会の参与が要請されたものと思われる。以上のように、本改革は二つの既存顧問団の統合を意味したと言えるのである。[13]

これと酷似した顧問団が次帝ティベリウス下にも引き続き登場する。

D：「帝は昔からの友人や親友の他に super veteres amicos ac familiares、市民の中の第一人者20名に言わば国政に関する助言者となるよう求めた viginti sibi e numero principum civitatis depoposceret velut consiliarios in negotiis publicis。彼らの内、辛うじて2、3人が無傷で生き延びたにすぎない。」(Suet., *Tib*.55.1)

顧問団には「市民の中の第一人者20名」と帝の「友人や親友」が参加し、多くの論者が指摘するように前者の20名は上記（イ）と同視されてきた。そして皇帝がCと同じく20名の参加を「求めた depoposceret」という表記からは、彼らも元老院に人選されたことを意味すると考えられる。一方、友人らは皇帝裁量で招かれた（エ）に相当するに違いない。[14] かくて、当顧問団は前帝晩年のそれとの連続を強調されてきたのであるが、Dの後段に注目したい。それは20名の末路を語り、彼らが即位時にしか選出されなかったことを暗示する。即ち、その任期はもはや1年ではなく、終身であったと言えるのである。[15] では、任務は何であったのか。クルックはそれを予備審議と断じたが、[16] スエトニウスはBで前帝下の委員会

の任務を予備審議と言明しながら、上記Dでは顧問団を「国政に関する助言者 consiliarios in negotiis publicis」と定義し、両者の職務を識別している。従って当組織が元老院提出案件の事前検討を本務としたとはみなされがたい。ならば、Cのごとく元老院を代行したのか。かかる推測も、元老院の活発な論議と決定を望んだティベリウス帝の基本姿勢と矛盾するため、否定されてよかろう。[17] 結局、本組織の任務は政治全般の諮問にあったと思われる。だが、27年以降のカプリ島隠棲に際し、ティベリウス帝はこれを同行させなかった。元老院選出議員を含む政治顧問団はこの時点を以て機能を停止し、顧問団は今や帝の少数の随員から構成されるに至ったに違いないのである。[18]

これ以降は、残念ながら、顧問団に関する具体的叙述は得られず、断片的証言が幾つか伝わるのみである。カリグラ帝から1世紀末までの痕跡を以下に列挙し、可能な限り人的構成を探ってみよう。

E：37年、カリグラ帝は「当局者達 *tous en telei*」、つまりコンスルを筆頭とする政務官らを招致し、前帝ティベリウスの実の孫ゲメルスを養子に迎えることを伝えた（Philo, *Leg*.26f.）。

F：クラウディウス帝下の48年、ガリア貴族の元老院入会の是非が問題化した。本件に関して、まずは「皇帝の面前で apud principem」議論され、決着が付かなかったことを受け（Tac., *Ann*.11.23）、帝は元老院への属州の有力者受け入れを表明してから、「元老院を招集し vocato senatu」、その会議で演説し（*Ibid*., 11.24）、最終的に「元老院の決議により patrum consulto」アエドゥイ族が初めて「首都で元老院議員になる権利を手に入れた senatorum in urbe ius adepti sunt」。従って「皇帝の面前で」議論した集団とは皇帝顧問団であったに相違ない。[19] だが、構成員は委細不明である。

G：ネロ帝下の56年、元老院において解放奴隷の忘恩行為に罰則を設けるよう提案がなされた。この扱いを巡り、帝は諮問したところ、「少数の人々の意見が割れた inter paucos et sententiae diversos」（Tac., *Ann*.13.26f.）。

H：63年、パルティアとの開戦を巡り「ネロ帝は一流の市民達に諮問した consuluit inter primores civitatis Nero」（Tac., *Ann*.15.25）。

I：ウェスパシアヌス帝は常に夜明け前から起床し、書簡や官僚の報告書に目を通し、「友人達を招じ入れた amicos admittebat」（Suet., *Vesp*.21）。

J：ティトゥス帝は「友人達を選び amicos elegit」、その彼らを「後の諸帝は自分に、そして国家に必要な人材として、重用した quibus etiam post eum principes ut et sibi et rei p. necessariis adquieverunt praecipueque sunt usi」（Suet., *Tit*.7.2）。

K：ネルウァ帝は「有力者達 *ton khroton andron*」の助言を必ず得た（Dio 68.2.3）。

L：マルクス・アウレリウス帝は軍政 bellicas res と民政 civiles のいずれに関しても、「最良の人士ら optimatibus」と協議した contulit 上で、「かくも多くの友人の助言 amicorum consilium に余が従う方が公正である」と述べている（SHA, *Marc*.22.3f.）。

さて、Eは顧問団の事例として挙げられてきたが、[20] 出席者は皇帝の決定を拝聴しただけ

であり、この発表を受けて彼らへの諮問がなされた事実は窺えない。よって、本件を顧問団とみなす必要はなかろう。また顧問団編制の手掛かりはＦとＧに問えないが、残り５例が帝の友人と一流の市民（有力者）という２要素に言及している。ならば、両要件を満たす人物が顧問団に招かれたのか、それとも友人であることが参加の必要条件であり、中には一流の市民も含まれたのか、或いはその逆であったのか。どの仮説が妥当であるかは直ちに判じかねるが、Ｉ・Ｊにおいて現れる帝の「友人達」は少なくとも正式な称号ではなく、[21] また付帯事項もなく記されている点に鑑みれば、この２史料の著者スエトニウスは参加者個々人と皇帝との親交の度合いを斟酌することなく、この語句を漠然と用いた可能性が高い。一方、Ｌの文面を信用する限り、「最良の人士ら」と「多くの友人」は同一の存在であったと考えねばならない。さらに、ディオが伝える次の事例も参考になろう。

Ｍ：37 年、カリグラ帝は夜間に「元老院の有力者達 *tous protous tes gerousias*」を非常招集し、彼らの前で踊ってみせた（Dio 59.5.5）。
Ｎ：68 年、ネロ帝も同じく夜間に「議員と騎士の有力者達 *tous protous ton bouleuton kai ton hippeon*」を急遽招集し、楽器の改良法を発表した（Dio 63.26.4）。

確かに、これらは政治顧問団ではなく、また類似点の多さから史実とはみなされがたいが、少なくとも顧問団編制に関する著者の一般的理解を投影していると思われる。[22] そこで、この２例も考慮に入れると、多くの史料が有力者達を顧問団と同一視しているとみなせよう。そして有力元老院議員達が構成員の多くを占めたと推論しても、まず間違いあるまい。では、彼ら有力議員達は、アルカリアが説くように、ティベリウス帝下同様に元老院によって選出され続けたのか、或いはクルックが主張するごとく皇帝の裁量でその都度招請されたのか。アルカリアは次の３点を指摘した。第一に、クラウディウス、ハドリアヌス、セウェルス・アレクサンデルの３名の皇帝下でも元老院が顧問団選出に関与した。第二に、帝政前期に特定業務のために設置された元老院委員会は 17 を数え、その委員の多くが元老院に選出されている。第三に、彼らも上記同様「一流の市民」などと表現されている。かくて、アルカリアは元老院選出委員が顧問団に組み込まれ続けたと論じたのである。[23]

だが、第一の論拠の内、クラウディウス帝とハドリアヌス帝の顧問団例は皇帝裁判に陪席したものであり（後述史料Ｖ・Z）、それが政策立案にも携わった証拠は認められない。また第三の論拠とされる表現はテクニカル・タームではないため、表現の一致を以て成員の一致までを帰納するのには無理があろう。他方、クルックにも盤石な根拠がある訳ではない。しかしながら、元老院が政治顧問団員を選抜した痕跡はもはや検出されない上に、タキトゥスがネロの顧問団に対しＧで「少数の人々」、Ｈでは「一流の市民達」と形容を違えた点に着目すれば、顧問団は流動的に編制され、皇帝が処理すべき事案に応じて随時、助言者を招いたのではないかとも思われる。但し、近衛隊長官など常時招集される事実上の常任メンバーがいたことまで否定する必要はないであろう。

本節の検討により、政治問題を担当する顧問団は２点において段階的な変成を遂げたことが判明した。最初に、アウグストゥス帝は元老院提出案件の予備審議顧問団（ｉ）と広く政

策立案に当たる政治顧問団（ⅱ）を併用したが、後 13 年の改革以後は前者が現れなくなる。次に、顧問団編制に関しては、ⅰの構成員が籤や政務官職という客観的条件により決まる一方で、ⅱのそれは帝の裁量で招かれた。そして同改革からティベリウス帝にかけては、元老院が選出する議員と帝が人選した友人達という 2 要素が顧問団に認められる。だが、27 年以降、この構成原理は顧みられなくなる。つまり、元老院による顧問団員の選出行為はもはや確認されず、今や皇帝が有力議員中心にメンバーを自ら選び、招集するようになったわけである。では、司法に携わった顧問団も同一の変遷を辿ったのか。節を改め、検証することにしたい。

第 3 節　皇帝裁判における顧問団の人的構成

民事と刑事を区別せずに、皇帝裁判全般にわたり司法顧問団の人的構成を検出してみよう。顧問団が民事・刑事の違いに応じ構成を異にしたという見解は呈されておらず、その根拠も認められないからである。

まず、アウグストゥス帝下に関しては、帝が顧問団を随意に編制したという点でクルックとクンケルに見解の一致を見る。[24] そしてアウグストゥスの顧問団関連史料は次のごとく列挙される。

O：前 16 年頃、Cn・コルネリウス・キンナによる皇帝暗殺計画が発覚し、帝は「友人達の顧問団 consilium amicorum」を招集した（Sen., *Clem*.1.9）。[25]

P：前 4 年、ユダヤ王ヘロデ死後、ローマ来訪中の新王アルケラオスは王位継承権を主張する王族アンティパスにより告発される。この裁判における顧問団はヨセフス『ユダヤ戦記』によると「ローマの当局者達 *ton en telei Romaion*」つまり帝国官僚、同『ユダヤ古代誌』によると「友人達 *tous philous*」から成った。また帝の孫 C・カエサルも列席している。[26]

Q：同年、日を置いてユダヤ人使節が自治を求め、アルケラオスを再告発する。顧問団として『ユダヤ戦記』は「ローマの当局者達や友人達 *ton en telei Romaion kai ton philon*」、『ユダヤ古代誌』は「友人達と貴顕のローマ人達 *philon te ton hautou kai Romaion ton proton*」に言及している。[27]

R：信託遺贈に関する遺言状の有効性を巡り、アウグストゥスは「法学者達を招集し prudentes convocasse」、その意見を求めた（*Inst. Iust*., 2.25pr.）。

S：帝は、籤で選出された議員と政務官から成る前出 A の予備審議委員会と共に、「時折、裁判を行った *edikakse*」（Dio 53.21.5）。

以上の史料は多様な顧問団構成を示し、けだしクルックに代表される説を肯定するかのごときであるが、実は再考の余地を多分に秘めている。O の招集は属州ガリアで発せられており、友人達とは帝に同行した随員に他ならない。帝の遠征時におけるこの顧問団を以て、ローマ市内の裁判でも同様の編制が採られたと想定することは慎むべきである。また R では審理に当たり法学者を同席させたとは明記されておらず、会議が彼らの専門的見解を聴取する公聴会であったとも解せられる。[28] さらに、ディオは「時折 *estin hote*」という表現により S の

顧問団の裁判陪席が稀であったことを明示した。従って３例は典型的顧問団像を映じず、ＰとＱにこそ検討の要があろう。そして上述のごとく、ヨセフスが当該２件の顧問団員に対する表現を違えた点は、帝の随意な人選を推測させる。だが、彼の記述は混乱矛盾し、そこに如何ほど信を置けるのか疑問である。即ち、２著作を比較すると、Ｐでは「ローマの当局者」と「友人」が同一の存在となり、Ｑでは「友人」と区別された上で「ローマの当局者」と「貴顕のローマ人達」が同定されることになる。さらに、２著作はＰに人員を追加してＱが構成されるという点で一致するが、Ｑは『ユダヤ戦記』によるとＰの政務官や官僚に友人を加える一方で、『ユダヤ古代誌』によると友人に有力者を加えたものであり、齟齬を来している。ゆえに２件の顧問団構成に整合的理解は望めず、著者が正確な叙述を期したとは到底みなせないことになる。そして以上の分析結果からすると、ヨセフスが表現を意識的に異にしたかも疑わしいと言えよう。かくてヨセフスに多くの史料的価値は認めがたく、その叙述からは顧問団が［帝室］［友人］［有力者］［政務官や官僚］の４要素から成っていたことを看取すれば十分である。そして皇帝は前三者を随意に人選し招集したであろうが、民会で選出される政務官には当然かかる余地は生じない。[29] また稀な使用とはいえ、Ｓの人選にも帝は関与しえなかった。以上のごとく、彼の人事権が及ばないメンバーの裁判陪席を共通項として検出でき、これは政治顧問団の構成に比して銘記しておくべきと思われる。

ところで、先述Ｃに見たように、アウグストゥス帝は後 13 年に顧問団を、帝室、元老院選出の 20 名、コンスル、帝の友人から成る組織に改編した。この記事は政治顧問団に言及するのであるが、本改革の成果は皇帝裁判の陪席者にも及んだのではなかろうか。ディオの次なる記述に注目したい。

Ｔ：「フォルムには帝（＝ティベリウス）が座って審理を行う裁判官席が作られ、常に彼はアウグストゥスに倣って助言者達を呼んだ。また彼はその他の人々に知らせることなく、重大な決定を下さなかった。」(Dio 57.7.2)

文中の「アウグストゥスに倣って *kata ton Augouston*」は、皇帝裁判における顧問団陪席という手続きを次帝ティベリウスが踏襲したことを意味しない。[30] 共和政期の家裁判や政務官裁判は顧問団陪席を前提としたので、[31] 著者のディオ・カシウスが殊更これを明記する必然性はないからである。よって当該句は、アウグストゥス帝に準じた彼の司法顧問団編制を示すに相違ない。しかし正確な理解を得るためには、ここから、さらに二つの可能性を想定してみる必要がある。即ち、第一にアウグストゥスの司法顧問団をティベリウスも裁判に用いた、第二に前者の政治顧問団を後者が裁判に転用した。だが、当該句が皇帝裁判に関する文脈の中に置かれている点から、第一の解釈を採用する方が無難であろう。一方、ティベリウスが前帝晩年の政治顧問団編制も継承した事実は先述のＤに見た通りである。確かに、それはクルックが指摘するように、政治問題に言及したにすぎない。[32] だが、Ｔの後段は、ティベリウス帝が司法顧問団に政治問題も諮問したことを暗示する。一方、Ｔでは顧問団による諮問結果を、元老院議員とおぼしき「その他の人々 *tois allois*」に公表した上で、元老院会議で決定に至ろうとしたと考えられる。Ｔの引用箇所に続けて、ディオは帝が発言の自由を与

えたことを証言しているからである。以上のように、両帝は同様の司法顧問団と政治顧問団を編制したのみならず、ティベリウス帝の司法顧問団は政治顧問団を兼ねていた。従って、アウグストゥス帝も 13 年改編の顧問団に政治と司法の両機能を担わせたことが逆に導かれよう。それは言うまでもなく、元老院選出の議員 20 名を含んでいた。かくして、当該期でも皇帝が人事権を独占していたのではないことを再び確認することができるのである。

しかし、これ以後の顧問団は関連史料の少なさゆえに実像を十分に結ばず、その結果、対蹠的学説を生み出してしまう。帝の友人から編制されたとするクルック説、彼らの他に元老院に選出された 20 名も参加したとするクンケル－アルカリア説である。両説は、4 代皇帝クラウディウスに関する一つの史料の解釈を発端に論争を顕在化させた。ディオが彼の皇帝裁判を叙す中で次なる一文を残しているのである。

U：「彼（＝クラウディウス帝）は、ティベリウスが島に移り住んで以来、廃されていた顧問団 *tous sunedrous* を復活した *aneneosato*。」（Dio 60.4.3）

クルックはこれを以下のごとく解した。クラウディウス帝はティベリウスがカプリ島に隠棲した 27 年以来、絶えて久しい顧問団の裁判同席という慣行を即位時に復活した。従って 3 代皇帝カリグラは顧問団を用いなかったのである、と。[33] そして彼は、48 年 C・シリウスがクラウディウス妃メッサリーナとの重婚、並びに陰謀の廉で裁かれた際に「友人の最有力者達 potissimum quemque amicorum」が招集された（Tac., *Ann*.11.31）点を指摘し、これに基づき自説を展開したのであった。[34] しかし皇帝は帝位簒奪という緊急事態の中、滞在地オスティアで随員から顧問団を急遽編制し、その日の内に近衛隊兵舎で即決裁判を断行したという事実を看過してはならない。つまり、例外的状況下で処理された本件を典型的顧問団像とみなすのには無理があるのである。一方、クンケルは根拠を提示せぬまま、カリグラ帝の顧問団の存在を推定し、その上で U の史料はクラウディウス帝がティベリウスの顧問団編制様式を復活したことを意味すると捉え、53 年頃の同帝による以下の裁判事例をその証左とした。尚、［･･･］は欠損による判読不明箇所であることを示す。

V：「イシドルス裁判において帝は、招集された者 20 名 *sunkletikon eikosi*、［･･･］コンスル級議員 16 名 *hupatikon deka heks* と共に座り、貴婦人達 *ton matronon* も同席した。そして［･･･］。」[35]

つまり、クンケルはここに現れる「招集された者 20 名」こそ、ティベリウス下の元老院選出議員 20 名に符合すると考えたのである。[36] だが、彼らが元老院に選ばれた証拠はなく、数的一致だけを以て論拠とするのは危険であろう。以上のごとく、クルック説、クンケル説は共に決定的根拠に欠ける。そして件の論争の淵源が、カリグラの顧問団の有無にあることは明白である。だが、我々はこれに関し、従来看過されてきた 40 年の皇帝裁判 2 例に注目してみたい。その一つは、或る陰謀の露見に際し帝が被疑者達を即決裁判にかけ、その日の夜、庭園を元老院議員達と散策中に数名を処刑させたという事例である。[37] 当日の時間経過からして、彼らこそ顧問団と考えてよかろう。さらに、ポンペイウス・ペンヌスなる議員

は陰謀の疑いを晴らして無罪放免され、帝に感謝の意を述べた折に「第一人者達の面前で in conspectu principum」屈辱的に扱われたと云う。[38] 彼らを顧問団と推測してみることに何ら支障はない。

このように、カリグラ帝下にも顧問団は存在した。ゆえに、Uにおいて、ティベリウス隠棲後に廃れ、クラウディウス帝が復活したものとは裁判への顧問団同席ではなく、司法顧問団の構成様式であったと考えねばならない。即ち、カリグラ帝は全出席者を任意に選んだが、次帝クラウディウスはティベリウス帝の人選手続きに回帰し、元老院選出議員20名と彼がその都度自由に招請する人々から顧問団を編制したということである。またディオはUの直後に、クラウディウス帝がしばしばコンスルやプラエトル、国庫管理官を顧問団に追加招集したとも記載している。これも上記結論を補強しよう。彼らは明らかに臨時メンバーであり、本来の陪席者は他にいたことが暗示されているからである。

ならば、クンケルが説くごとく、V のコンスル級議員を含む20名は元老院選出20名に合致するのか。クンケル説に従えば、帝は当裁判に臨時の助言者を一人も招かなかったことになる。しかし前節で指摘したように、元老院選出の委員は終身任期であり、また欠員が生じた場合の補欠選挙は知られていない。それゆえ、彼らの参加実数は死去や追放刑、総督としての属州赴任などによって治世の経過と共に減少したに違いない。Vが同帝晩年の裁判であることに鑑みれば、20名とは彼らに帝が自由に招いた人々も加えた総数であって、断じて定数ではなかったと推測することが許されよう。

では、次帝ネロはこの顧問団編制を継承したのか。諸研究は明解な答えを導く史料を提示しえないが、我々は62年の裁判に注目したい。タキトゥスによると、帝は皇后オクタウィアとの離婚後、その正当化を図り、彼女を次の奸計に陥れた。

W:「彼（＝アニケトゥス）は生来不実な男であり、以前の恥ずべき行為により気が楽になり、それで皇帝が顧問団のごとく招いた友人達の前で、命じられた以上の嘘をつき、自白した。」(Tac., *Ann*.14.62)

タキトゥスによると、この自白に関連して、次なる経緯が生じた。まず、(a) ネロは「顧問団のごとく招いた友人達 amicos, quos velut consilio adhibuerat」の前でミセヌム艦隊長官アニケトゥスなる解放奴隷に皇后との密通を偽証させ、彼を追放刑に処した。次いで、(b) これを証拠にネロは彼女が姦夫を通じ艦隊扇動を企て、また堕胎したとまで「告示した edicto memorat」上で、彼女を島に幽閉している。[39]

クンケルは以上を妻と解放奴隷の不貞に対する家裁判にして、友人達をその顧問団と断じ、本件を司法顧問団の分析対象とはみなさなかった。[40] ならば、何故 (a) で「顧問団として」ではなく、「顧問団のごとく velut consilio」という句が挿入されたのか。いくつかの解答が用意されよう。第一に、家裁判でも皇帝裁判同様に顧問団が招かれたという解釈。しかし両裁判における顧問団同席は周知の慣行であったゆえ、「顧問団のごとく」という句を差し挟む必要性はまったく感じられない。第二に、家裁判の顧問団が皇帝裁判同様に友人から編制されたという解釈。だが、家裁判の顧問団は家長の友人や親戚から成るのが共和政期以

来常であり[41]、皇帝裁判の顧問団と同じ構成を採ったと付言される必要はなかろう。一方、E・ケスタマンは偽証認知のための顧問団招集という茶番劇をタキトゥスが揶揄したと論じた。[42] しかしながら、形式的であれ、ネロ帝は正式な裁判手続きを踏んでおり、タキトゥスに非難される謂れはない。かくして、件の句は容易な理解を許さないが、当裁判が（b）の「告示 edictum」に見られるように公的側面を備えるがゆえに、皇帝裁判とも解される点に留意したい。タキトゥスは本件を皇帝裁判と捉えたのではなかろうか。その結果、彼は友人達を正規の顧問団と認めず、問題の句を差し挟むことにより帝が彼らを「顧問団であるかのごとく」用いた事態を指弾したと思われる。またタキトゥスによるネロ帝の顧問団批判は当該箇所にしか見られず、これは彼が本件の顧問団を如何に異例とみなしたかを示す。即位時の元老院尊重の誓い[43]からしても、元老院選出の議員達を加えた顧問団をネロ帝も編制したと想定してよかろう。但し、その編制は治世初のことであり、「黄金の５年間 quinquennium」に限られると考えるべきである。[44]

一方、残念ながら、以後の史料は実に少ない。

Ｘ：ウェスパシアヌス帝の皇帝裁判に息子ティトゥスが同席した（Suet., *Tit*.7.1）。
Ｙ：ドミティアヌス帝は「両身分の卓越した人士 utriusque ordinis splendidis viris」と共に土地係争を裁定した。[45]
Ｚ：ハドリアヌス帝は「裁判を行う際 cum iudicaret、友人や随員のみならず、法学者たち non amicos suos aut comites solum sed iuris consultos、特にユウェンティウス・ケルスス、サルウィウス・ユリアヌス、ネラティウス・プリスクスやその他の人々を顧問団に加え in consilio habuit、彼らは少なくとも元老院に承認されていた senatus omnis probasset。」[46]

史料Ｙの「両身分」は勿論、元老院議員と騎士を意味し、この騎士は史料Ｎ以降、初めて独立した構成要素として登場する。逆に言えば、以前の顧問団では議員が圧倒的多数を占めていたことが推測されよう。しかし本件の記述は断片的であり、元老院選出顧問団員の存否を読み取ることはできない。だが、史料Ｚの記述が参考になる。

本史料を巡り、司法顧問団の常設国家機関化というハドリアヌス帝の改革を積極的に評価する学説が呈される反面、以前から招かれてきた法学者が今や正式に常任委員となった点のみを認め、過大評価を戒める学説もある。[47] しかし前者の学説に関しては、「法学者たち」は常任メンバーになったと思われるが、「友人や随員」まで同様の扱いを受けたという証拠は得られない。一方、後者の学説に関しても、アントニヌス・ピウス帝下に法学者の常任委員が確認されない点から、安易な賛同を慎むべきであろう。とはいえ、史料Ｚから帝が顧問団員の一部の人選を巡り元老院の認容を経たという事実は最低限確認される。そしてカリグラ帝を除くユリウス＝クラウディウス朝の諸帝は既述のごとく、一時的であれ顧問団に元老院という公的機関が選んだ人々を原則的に組み入れていたと推測された。ゆえに、その延長上にハドリアヌスの顧問団編制が位置付けられるであろう。だが、Ｙは「裁判を行う際 cognita causa」というフレーズからして、皇帝裁判に陪席する顧問団に限定されて然るべきであり、ここに政治と司法の顧問団が別個に組織されたという方向性が認められる。さらに、

A～Dのような、元老院による人選の主導権は看取されない。Zが示すように、元老院は皇帝顧問団員を自由に人選するのではなく、皇帝が提示する顧問団員リストを「承認」するしかなかったからである。つまり、帝政前期において、顧問団員編制原理が変化した点は明らかである。あえて言えば、ハドリアヌスは法原則と判決の整合性を求め、法の専門家の顧問団入りを強く望んだのであり、これは可能な限り正当な判決を下そうとする帝の真摯な姿勢を証言しよう。しかしながら、ユリウス＝クラウディウス朝と五賢帝期に挟まれたフラウィウス朝下においても、元老院が成員選定に関与していた蓋然性は高いと考えることには禁欲的でありたい。史料はあまりに断片的であり、如何ようにも解釈されがちであるからである。そしてアントニヌス・ピウス帝以降、3世紀のセウェルス・アレクサンデル帝まで、Zのような史料はまったく認められない。即ち、ユリウス＝クラウディウス朝期以降、元老院により選出された顧問団員は認められず、史料Zも例外であったと考えられるのである。

とはいえ、M. Aurelius Papirius Dionysius なる騎士の碑文は彼が「法学者 iurisperito」であり、2世紀後半に「皇帝の助言者 consiliario Aug.」にして「10万セステルティウス級 centenario」であることを伝える。(48) つまり、彼は法の専門家として顧問団に招請される一方で、年俸という形で報酬まで受けたわけである。この特別な扱いはおそらく、法の解釈を巡って帝国規模での統一的見解がますます求められていく中、顧問団における法学者の常任委員化を証言するのであろう。その呼称が 'consiliarius Augusti' であった。さらに、セプティミウス・セウェルス帝は「皇帝顧問団に加わる法学者 in consilium principum adsumptos … iuris peritos」が後見の義務を免除されるばかりか、その免除は「時間と場所を制限されない finem certi temporis ac loci non haberet」ことにした（*Dig*. 27.1.30pr.）。時間はともかく、顧問団会議開催場所が限定されていない点は、当事者が皇帝の巡幸や遠征に同行したことを意味するに相違ない。そして、このように顧問団への参加を稼業とする人物が登場しつつも、諸研究はこの専従顧問団員が顧問団の中のきわめて少数派であったことを認めている点を確認しておきたい。(49)

以上のように、帝政前期の司法顧問団は皇帝が人事権全般を有する組織ではなく、半公的な一面を具備し、この点にこそ政治顧問団との懸隔が現れた。政治と司法の顧問団員を兼ねる者は確実にいたであろうが、構成原理の差異を看過してはなるまい。改めて再確認してみよう。

第4節　政治顧問団と司法顧問団

2世紀末のセプティミウス・セウェルス帝と共に始まるセウェルス朝の最後を飾ったのは3世紀前半のセウェルス・アレクサンデル帝（位222－235年）であった。奇行で有名なエラガバルス帝の殺害後、彼は従兄弟として帝位を継いだのであるが、わずか13歳にすぎず、「顧問や助言者として16名の元老院議員を選んだ *tes sugkletou boules … hekkaideka epeleksanto sunedrous einai kai sumboulous tou basileos*」上に、彼らの審議結果を尊重したと云う（Herodian., 6.1.2）。一方、このアレクサンデル帝も後に殺害されてしまうが、彼の顧問団員を務めていた「友人ら全員 *tous te philous pantas*」と「元老院によって選ばれていた顧問ら *sunedroi te hupo tes sugkletou boules epilekhthentes*」は後任のマクシミヌス帝により誅殺されている（*Ibid*., 7.1.3）。かくて、2史料はいずれもヘロディアヌスの叙述でありながら、顧問団員を選ぶ主体が前者

ではアレクサンデル帝本人、後者では元老院という矛盾を抱えこんでしまっている。その一方で、ゾナラスによれば、皇太后ママエアが少年皇帝アレクサンデルに代わって「元老院の中のすぐれた人々を助言者に選んだ *kak tes gerousias tous ameinonas sumboulous proseileto*」のであった。[50] さらに、『ヒストリア・アウグスタ』は 20 名の法学者と 50 名の雄弁家から成る顧問団の存在を報じている。[51] 以上のごとく、アレクサンデル帝下の顧問団関連史料は複数の情報を供してくれる反面、決定的な矛盾や誇張を抱えるがゆえに、その画像は逆に著しく不鮮明であると言わねばならない。確かに、同帝の顧問団はアウグストゥス時代のそれを彷彿とさせる人的構成の一端を窺わせるが、これまでの検討結果からすれば、残念なことに、この先祖返りとおぼしき現象を正面から取り上げてみることはあまりに危険であろう。そして、たとえ上記史料が事実であると仮定したにせよ、A ～ Z の事例を確認してきた今となっては、我々はアレクサンデル帝下の顧問団編制を例外視せざるをえないのである。

そこで、本稿での検討結果を最後にまとめておきたい。多様な機能を担った顧問団は解決すべき事案に応じ構成原理を変える組織であった。政治・軍事に関しては、アウグストゥスの治世下に政策立案顧問団と元老院提出案件の予備審議顧問団が並存し、特に後者は政務官と籤選出議員から成る元老院内委員会であり、皇帝による人選を原則的に許さなかった。彼は帝政を樹立したとはいえ、元老院を完全には統御しえておらず、その運営の円滑化を急務とせねばならなかったからであろう。ゆえに、案件の予備審議に自分と無関係な議員を加わらせることで、法案に客観性や妥当性をまとわせようとしたと考えられる。しかし同帝晩年の 13 年、2 種類の顧問団を統合する機構改革が行われ、元老院が選抜した有力議員と帝が人選した友人から組成される顧問団が政治全般の諮問を受け、また臨時措置として元老院を代行する機関となった。そして次帝ティベリウスは即位時に、この組織編制を継承した。当組織での諮問は元老院選出議員の参加により元老院本審議に先立つ予備審議を兼ねたし、皇帝権力の漸進的定着の中で帝の元老院主導が鮮明化したために、前帝以来の予備審議委員会は存在意義を失い、廃されたのであろう。だが、27 年以降、皇帝が顧問団員の人事権全てを掌握し、その都度招集するようになる。かかる抜本的再改革の理由は次のごとき説明を得よう。つまり、「共和政の継続」というアウグストゥスが打ち立てた旗幟の下では、皇帝にとって元老院こそが本来の正式諮問機関であらねばならなかった。ゆえに政治顧問団はその代替機関、公的機関であってはならず、元老院が選抜した代表者達をこれに参加させることは理に悖ると言えた。さらに皇帝は職務領域の拡大と共に国家的機密事項を扱う機会も増え、その場合には秘密漏洩を防ぐために少人数の審議形態を採る必要も生じたに違いない。かくて帝は顧問団を非公式な存在として位置付け、柔軟にそのメンバーを招集するようになったのであろう。少なくとも、元老院が顧問団員の人選に関与した実例は 2 代目のティベリウス帝の即位時にのみ限られ、それ以降に元老院によるメンバー選出過程は確認されない。つまり、諸帝は助言者を自由に招集したことになるが、その際、有力議員達を基本的に招致し、その経験や能力、声望に期待した。また彼らの参画こそが政策に対する元老院の追認を容易ならしめたに相違なかろう。従って元老院による顧問団メンバーの人選過程は消失したのである。

一方、皇帝裁判においても確かに帝は自由に助言者を招いたが、それに加え公的機関によ

り適任と判断された人々も陪席させていた。アウグストゥス帝は民会に選出された政務官を同席させ、上記の予備審議委員会を司法に転用することもあった。また同帝晩年から次帝にかけては元老院に選抜された議員を擁す政治顧問団が司法顧問団を兼務したし、ネロ帝の治世初期においても元老院選出の顧問団員の存在が窺われた。しかし、ネロ帝を境に、このような編制原理は認められなくなる。とはいえ、次の２点が特徴として相変わらず挙げられよう。第一に、元老院による顧問団の人事関与はもはや選出ではなく、せいぜい皇帝提出人事案の承認にあった。つまり、元老院の主体的な貢献度は著しく低下していたのである。第二に、元老院の有力議員や騎士の有力者のみならず、法学者も参集していることが確認された。法学者の有用性については、皇帝裁判における有給の専任顧問団員 consiliarius の陪席がそれを教えよう。

以上のように、司法顧問団は法の専門家を含み込み、政治顧問団とは異質の構成原理に立っていた。この背景には、次の事情が指摘されよう。即ち、皇帝裁判は元老院裁判と共に如何なる犯罪も裁くことができる「特別法廷 extra ordinem」であったのみならず、両裁判は並存競合の関係にあったが、いずれも法的権限に基づき成立したのではなく、法定犯罪しか裁けない国家法廷 quaestio の管轄領域を蚕食しつつ、裁判事実の積み重ねにより、なし崩し的に世の承認を獲得していった。(52) だが、少なくとも元老院は共和政以来の公的機関たることを主張しえたのに対し、皇帝は理論上、「市民の中の第一人者 princeps」にすぎない。よって、元老院裁判に相応する正当性を皇帝裁判も能う限り具備せざるをえず、特に帝政初の諸帝はその充足を最大限追求したと考えて差し支えなかろう。皇帝裁判が完全に定着したとは未だ言えない過渡的状況下では、それが悪評に晒されることもあったからである。そこで、皇帝は共和政下の政務官裁判に準じ顧問団を陪席させる。けれども、彼がその編制の人事権一切を保持したのであれば、権原なきまま側近と共に裁判権を怒意的に用いていると指弾されかねなかったろう。それゆえ、皇帝は政務官や元老院の代表を顧問団に組み込むことによって、彼らを介し元老院も皇帝裁判に寄与しているという錯覚を与え、当裁判に対する表立った批判を封じたと考えられる。他方、判決決定権はあくまでも皇帝にあったが、彼らの存在は判決に客観性を帯びさせることにも資したであろう。その同席はあたかも判決が彼らの中立公平な意見を反映し、彼らもそれを妥当として是認したかのごとき虚構を生んだと思われるからである。かくして、皇帝は顧問団を利用することにより皇帝裁判を巧みにカムフラージュし、その存在を認知たらしめていったと考えられる。

このように、政治顧問団と司法顧問団の構成原理の同質性は帝政初期において皇帝権力が定着していく過程の中での産物であった。逆に言えば、皇帝権力が確立され、完成を見れば、顧問団構成も変賀するのが当然の帰結であったことになろう。特に司法顧問団は皇帝裁判の定着により２世紀に大きく変貌する。第一に、法学者と皇帝官僚が常任メンバーとなる。第二に、元老院の人事権はハドリアヌス帝を最後に確認されなくなり、皇帝が全参加者を指名するに至ったと推定されるのである。かかる変成の原因に関して誤解を恐れずに見通しを立てれば、１点目は皇帝裁判権の肥大化と並行して生じた勅答 rescriptum(53) の常態化が皇帝に専門的法知識や一貫した司法行政を求めさせたことに帰せられよう。また２点目は彼が元老院の権威を借りずとも裁判権を行使しえたことに加え、トラヤヌス以降頻繁に行われた帝の

巡幸や軍事遠征が随員の中から自由に編制される顧問団を必然的に多用させ、同様の招集方法を首都でも帝に採らせたことに因ると推測される。

しかし、これらは当然ながら立証を要し、また帝政後期を視野に入れつつ顧問団の発展を観察していく作業も必要であろう。いずれにせよ小稿は帝政前期における皇帝顧問団の枠組みを多少なりとも提示したにすぎず、残余の課題は甚だ多いと言わねばなるまい。

註

(1) 本邦では、E・マイヤー（鈴木一州訳）『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店、1978 年、343 頁；南川高志『ローマ皇帝とその時代－皇帝政期ローマ帝国政治史の研究－』創文社、1995 年、329 頁以下。また顧問団の重要性は、E. Cuq, *Le conseil des empereurs d'Auguste à Dioclétien,* Paris 1884, passim を嚆矢とする諸研究においてあまねく肯定されてきている。最近の研究として、W. Eck, Der Kaiser und seine Ratgeber, in: Id., *Der Verwaltung des römischen Reiches in der hohen Kaiserzeit. Ausgewählte und erweiterte Beiträge*, Bd.2, Basel & Berlin 1997. さらに、W. E. Voß, *Brill's New Pauly(=BNP)*, Vol.3, Leiden & Boston 2003, col.702f., s.v. Consilium が親族の顧問団、政務官の顧問団、皇帝顧問団の三つを簡単に紹介している。

(2) T. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, Leipzig[3] 1969(=*StR*) [1st ed. in 1887], II- 2 , p.902ff., 988ff.; J. A. Crook, CONSILIVM PRINCIPIS. *Imperial Councils and Counsellors from Augustus to Diocletian*, Cambridge 1955, esp.p.2, 30; F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, London[2] 1992[1st ed. in 1977], p.119f.; F. Amarelli, *Consilia principum*, Napoli 1983, p.138ff.; M. Hammond, *The Antonine Monarchy*, Roma 1959(=*AM*), p.370ff.; J. Bleicken, *Senatsgericht und Kaisergericht*, Göttingen 1962, p.80f.; F. Arcaria, Commissioni senatorie e 〈consilia principum〉 nella dinamica dei rapporti tra senato e principe, *Index* 19, 1991; W. Kunkel, Die Funktion des Konsilium in der magistratischen Strafjustiz und im Kaisergericht, in : Id., *Kleine Schriften. Zum römischen Strafverfahren und zur römischen Verfassungsgeschichte*, Weimar 1974(=*KS*), p.188f., 421, 600; H. F. Jolowicz & B. Nicholas, *Historical Introduction to the Study of Roman Law*, Cambridge [2] 1952[1st ed. in 1932], p.339f., etc. 尚、Crook, *op.cit*., p.33 は前 4 年のユダヤ問題（第 2 節を参照）を司法と行政にまたがる訴訟と位置づけ、顧問団の区別を否定したが、Kunkel, *KS*, p.188 n.28 は本件を司法顧問団の事例として取り上げるべきと強く主張した。一方、Id., Consilium, Consistorium, in : *KS*, p.421 は②が '*sumboulion*'、③が '*sunedrion*' と記述されることから、②③の根本的違いを想定したが、南川、前掲書、335 頁同様に、これは受け入れがたい。また、顧問団に正式名称はなく、'consilium principis' なる語も研究上の通称にすぎず、この語は実際には *Dig*. 27.1.30 pr. にしか現れない。cf. Crook, *op.cit*., p.104ff.

(3) Crook, *op.cit*., passim; Mommsen, *StR* , II-2, p.988ff.; O. Hirschfeld, *Die kaiserlichen*

Verwaltungsbeamten bis auf Diocletian, Berlin[2] 1905[1st ed. in 1877], p.339f.; Millar, *op.cit*., p.119f.; Amarelli, *op,cit*., p.142; Hammond, *AM*, p.373ff.; Eck, *op.cit*., p.4ff., 15ff.; Arcaria, *Index* 19, esp. p.296ff.; Kunkel, *KS*, p.189ff., 421ff., 600; Jolowicz, *op.cit*., p.339f.; A. A. Schiller, *Roman Law. Mechanisms of Development*, New York 1978, p.470ff. cf. Cuq, *op.cit*., p.348ff.; Crook, *op.cit*., p.73; Kunkel, *KS*, p.210.

(4) Crook, *op.cit*., p.109ff.; Mommsen, *StR* , II-2, p.992; Jolowicz, *op.cit*., p.340; Amarelli, *op.cit*., p.158f.; J. Gaudemet, *Les institutions de l'Antiquité*, Paris 1991, p.278; W. W. Buckland, *A Text-Book of Roman Law from Augustus to Justinian*, Cambridge[3] 1963 [1st ed. in 1921], p.16; Millar, *op,cit*., p.236ff.; Kunkel, *KS*, p.177ff., 425f.; G. Thür, Gerichtsbarkeit, in : *Reallexikon für Antike und Christentum*, Stuttgart 1978, Vol.X, p.377; E. Cizek, *Mentalités et institutions politiques romaines*, Paris 1990, p.292, etc.; Bleicken, *op.cit*., p.80; Hammond, *AM* , p.380f.

(5) 拙稿「ローマ帝政前期の皇帝裁判における皇帝顧問団－判決決定への関与を巡って－」『長野工業高等専門学校紀要』第 31 号、1997 年を参照。尚、同高専の紀要論文は PDF で図書館リポジトリにて公開されている。

(6) 随員については、Mommsen, Die *comites Augusti* der früheren Kaiserzeit, *Hermes* 4, 1869; Crook, *op.cit*., p.24f.; Kunkel, *KS*, p.423f.; Millar, *op.cit*., p.270f. 尚、属州での皇帝裁判として、3 世紀前半のカラカラ帝による事例を挙げておきたい。P. Roussel & F. de Visscher, Les inscriptions du temple de Dmeir, *Syria* 23, 1942/3 は属州シリアで行われた皇帝裁判を記した碑文を検討し、216 年 5 月 24 日、アンティオキアで開廷され、近衛隊長官、貴顕の人士、友人、官僚が顧問団として陪席したことを教える。つまり、このとき皇帝政府は首都ローマになく、官僚を伴いつつ皇帝の巡幸に沿って辺境地帯にまで移動していたと言えるのである。cf. A. N. Sherwin-White, The Tabula of Banasa and the *Constitutio Antoniniana*, *JRS* 63, 1973, p.90.

(7) Crook, *op.cit*., p.148-190. 同一理解に立ち、J. Devereker, La continuité dans le consilium principis sous les Flaviens, *Anc. Soc.* 8, 1977; Gaudemet, Note sur les amici principis, in : G. Wirth et al., *Romanitas - Christianitas: Untersuchungen zur Geschichte und Literatur der römischen Kaiserzeit : Johannes Straub zum 70. Geburtstag am 18. Oktober 1982 gewidmet*, Berlin & New York 1982 が諸帝の友人分析を行い、顧問団の人的継続性を指摘した。しかし Amarelli, *op.cit*., p.167f. が史料的裏付けの欠如を批判している。

(8) 以下、ギリシア語史料に関しては、ギリシア文字をラテン文字に変換した上で、それをイタリック体で表記することとする。これに対し、ローマン体はラテン語史料の抜粋であることを意味する。

(9) A・B については、Cuq, *op.cit*., p.317f.; Crook, *op.cit*., p.8ff.; Arcaria, *Index* 19, p.288f.; Bleicken, *op.cit*., p.81f.; J. W. Rich ed. & transl. & commentary, *Cassius Dio. The Augustan Settlement*（*Roman History 53-55.9*）, Warminster 1990, p.154, etc.; 弓削達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店、1964 年、187 頁；南川、前掲書、49 頁、など。また当該組織は前 4 年のキュレネ第 5 告示に登場する。V. Ehrenberg & A. H. M.

Jones eds., *Documents illustrating the Reigns of Augustus & Tiberius*, Oxford [2] 1955[1st ed. in 1949], p.141f., esp.l.87.

(10) Crook, *op.cit*., p.10ff.; Amarelli, *op.cit*., p.100ff.; 弓削、前掲書、187 頁。cf. Jos., *AJ*.16.163.

(11) Mommsen, *StR*, II-2, p.902; G. Cicogna, *Consilium principis. Consistorium*, Torino 1902, p.23; Hammond, *The Augustan Principate in Theory and Practice during the Julio-Claudian Period*, New York 1933(=*AP*), p.168; Kunkel, *KS* , p.191f.; Arcaria, *Index* 19, p.290. 一方、Crook, *op.cit*., p.15 は抽選ではないことを示唆。

(12) この時点でのコンスルは後 5 年制定のウァレリウス＝コルネリウス法により、元老院議員と騎士から成る予備選挙団体において事前に選出された後、ケントゥリア民会の承認を経て正式に決定された。さらに、14 年からは、元老院が事実上の選出母体となる。弓削、前掲書、147 頁以下；拙稿「ローマ帝政初期における政務官選挙」『長野工業高等専門学校紀要』第 19 号、1988 年、1 節；砂田徹『共和政ローマとトリブス制－拡大する市民団の編制－』北海道大学出版会、2006 年、295 頁以下。

(13) Cf. Crook, *op.cit*., p.14-18. 弓削、前掲書、187 頁以下は本組織と側近団を同視する。しかし（イ）（ウ）が皇帝の意向に沿って選出された可能性を残すにせよ、帝が彼らの人選に直接関与していない点を看過してはならない。また、*P. Oxy*. 2435 verso は後 13 年前半にアウグストゥスが顧問団と共にアレクサンドリアの使節を接見したことを記し、少なくとも 8 名の同席者を挙げる。しかし、Millar, *op.cit*., p.120 が示唆するように、これが正確な事実を伝えているとは思われない。人数が少なすぎるからである。さらに、Dio 52.15.1-4, 33.3f. は所謂マエケナス提言の中で顧問団に言及するが、これもアウグストゥス帝下の実相を描写したものとは思われない。cf. Crook, *op.cit*., p.18.

(14) Crook, *op.cit*., p.18f.; Kunkel, *KS*, p.192ff.; Arcaria, *Index* 19, p.291; Bleicken, *op.cit*., p.99.

(15) Cuq, *op.cit*., p.318f.; Hammond, *AP*, p.168; Kunkel, *KS*, p.193.

(16) Crook, *op.cit*., p.19; 南川、前掲書、49 頁。

(17) E.g. Tac., *Ann*.4.6, Suet., *Tib*.30f., Dio 57.7.2. cf. B. Levick, *Tiberius the Politician*, London 1976, p.92ff.

(18) Tac., *Ann*.4.58, 6.10. cf. Crook, *op.cit*., p.38; Levick, *op.cit*., p.92; Bleicken, *op.cit*., p.99.

(19) 元老院会議での演説の原文は碑文に残されている（*ILS* 212）。ガリア貴族の元老院入会問題の制度的意味については、A. Chastagnol, La Table claudienne de Lyon, in: Id., *Le sénat romain à l'époque impériale. Recherches sur la composition de l'Assemblée et le statut de ses membres*, Paris 1992(=*SR*). これは、Tac., *Ann*.11.23 の「俗に『長髪のガリア』と呼ばれる地方の有力者ら primores が首都で官職を得る権利 ius adipiscendorum in urbe honorum を要求する」という記述に着目し、属州在住ローマ市民には元来、「政務官職就任権 ius honorum」が欠如していたため、クラウディウス帝がこれを付与する元老院決議を必要としたと唱え、同様の付与決議が他属州に対しても次々となされて

いったと推論した。そして、ここに1世紀後半以降の属州出身者の元老院入会増加の契機を見たのである。

(20) Crook, *op.cit*., p.39; Millar, *op.cit*., p.119 n.66.

(21) Millar, *op.cit*., p.116f. cf. Crook, *op.cit*., p.23f.

(22) 尚、ユウェナリス（4.72ff., 144f.）はドミティアヌス帝が9名の元老院議員と2名の騎士に大魚の調理法を諮問する話を伝えるが、風刺詩であることに照らせば、彼は顧問団をパロディ化したと考えられよう。cf. Hammond, *AM*, p.374.

(23) Arcaria, *Index* 19, passim; Crook, *op.cit*., p.34-53. セウェルス・アレクサンデル帝の特異な顧問団については、南川、前掲書、42頁以下を参照。また J. H. Oliver, The Sacred Gerusia and the Emperor's Consilium, *Hesperia* 16, 1967 はマウクス・アウレリウス帝下の177年7月6日に開催された顧問団を碑文から検証している。だが、参加者氏名は議員2名、騎士官僚1名しか判明しておらず、全体像を描くことはできない。

(24) Crook, *op.cit*., p.31ff.; Kunkel, *KS*, p.190f.; Millar, *op.cit*., p.120.

(25) Cf. Dio 55.14-22.

(26) Jos., *BJ*.2.25, *AJ*.17.229.

(27) Id., *BJ*.2.81, *AJ*.17.301.

(28) Cf. Amarelli, *op.cit*., p.83-86; Crook, *op.cit*., p.31f.; R. A. Bauman, *Lawyers and Politics in the Early Roman Empire. A Study of Relations between the Roman Jurists and the Emperors from Augustus to Hadrian*, München 1989, p.23, 27. 一方、*Dig*.7.14.17pr. によると、マルクス・アウレリウス、ルキウス・ウェルス両帝も遺産を巡る法律問題について法の「熟練者ら peritioribus」から専門的意見を聴取し、勅答を出している。

(29) 但し、皇帝は候補者に対する推薦権 commendatio を有していた。たとえば、ティベリウス帝の治世初、民会選挙から元老院内選挙への移行をもたらした後14年の選挙改革について、タキトゥス（*Ann*.1.15）は「その日まで、最も重要な選挙 potissima は皇帝の意志により決められていた」と証言する。つまり、コンスル就任は事実上、アウグストゥスの指名同然であったというのである。従って民会選挙に対するアウグストゥスの干渉度を過小評価するわけにはいかないであろう。拙稿『長野高専紀要』19号、131頁以下を参照。

(30) 従来、ティベリウス帝が元老院裁判を多用し、それを定着させたと評価されてきた。一方、皇帝裁判の存在を想定させる記事は史料Tのみで、同帝下の実例は確認されない。だが、Tac., *Ann*.3.10 は「少数の友人達が陪席した paucis familiarium adhibitis」ケースを記す。とはいえ、ここで、帝は事実を聴取しただけで、元老院に裁きを委ねた。以上から、本件は皇帝裁判の事例ではなく、元老院裁判の予審という解釈が大いに可能である。cf. Kunkel, *KS*, p.196f.

(31) Crook, *op.cit*., p.4ff.; Amarelli, *op.cit*., p.63ff.; Kunkel, *KS*, p.152ff.

(32) Crook, *op.cit*., p.44; Amarelli, *op.cit*., p.91. 一方、Kunkel, *KS*, p.422 は元老院審議を重視したティベリウス帝が当該顧問団を司法にのみ用いたと主張する。しかし、これ

は受容されえない。

(33) Crook, *op.cit*., p.39; Cuq, *op.cit*., p.319; Hammond, *AP*, p.169; Amerelli, *op.cit*., p.142.

(34) Crook, *op.cit*., p.41f. 当該事件の全容はTac., *Ann*.11.26-38. cf. E. Meise, *Untersuchungen zur Geschichte der Julisch-Claudischen Dynastie*, München 1969, Kap.IV.

(35) *BGU* 511 col.ii, l.5-7; H. A. Musurillo, *The Acts of the Pagan Martyrs*, Oxford 1954, p.18ff. 尚、裁判に同席した「貴婦人達」とはそのとき、宮廷に居合わせた女性達であり、裁判の傍聴人となったのであろう。

(36) 元老院選出議員20名については、前出史料C・Dを参照。Kunkel, *KS*, p.194f.; Arcaria, *Index* 9, p.292; Bleicken, *op.cit*., p.112. 史料の最初の欠損箇所について、Musurillo, *op.cit*., p.19, 24は'*pros de toutois*'を補い、「元老院議員20名、［さらに］コンスル級議員16名」と訳したが、Kunkel, *KS*, p.195 n.41は'*touton de andron*'を補って、「元老院議員20名、［そのうち］コンスル級議員16名」と読むことを提案している。当該史料が高位の議員を別枠で二番目に挙げたとは考えられず、Kunkelの読解を適切としたい。尚、裁判年代、ならびに本文書の史実性の高さについては、Musurillo, *op.cit*., p.118ff.

(37) Sen., *Ira* 3.18.3f.; Dio 59.25.6. 裁判は40年に行われ、陰謀の主犯は元老院議員のBetilienus Bassusであった。

(38) Sen., *Ben*.2.12.1f.; Jos., *AJ*. 19.32ff.

(39) Kunkel, *KS*, p.202ff. 本件に類似した家裁判として、Suet., *Iul*.48, *Aug*.67.2. 一方、Crook, *op.cit*., p.47は自説に鑑み、皇帝の友人の招集すべてが顧問団ではなかったと苦しい主張を強いられている。尚、Tac., *Ann*.13.23は近衛隊長官ブルスを顧問団の一員として挙げるが、彼以外の成員については完全に沈黙している。

(40) Cf. Tac., *Ann*.2.50, 13.32; Amarelli, *op.cit*., p.49ff.; Kunkel, Das Konsilium im Hausgericht, in: *KS*, p.117ff.

(41) Voß, *BNP*, Vol.3, col.702f., s.v. Consilium.

(42) E. Koestermann, *Cornelius Tacitus. Annalen*, Heidelberg 1963-68, Bd. IV, p.152.

(43) Tac., *Ann*.13.4f.

(44) 拙稿「ローマ帝政初期における皇帝裁判と元老院裁判－皇帝による管轄法廷の決定を巡って－」『長野工業高等専門学校紀要』第30号、1997年、149頁以下。

(45) *CIL* IX.5420 ＝ F. F. Abbott & A. C. Johnson, *Municipal Administration in the Roman Empire*, Princeton 1926, p.367f. またアントニヌス・ピウス帝の治世末のパピルス史料（J. H. Oliver, *Greek Constitutions of Early Roman Emperors from Inscriptions and Papyri*, Philadelphia 1989, p.334f., no.163）は顧問団員として、養子のM・アウレリウス・ウェルスとL・アウレリウス・コンモドゥス（後のマルクス・アウレリウス、ルキウス・ウェルス両帝）の他に、「両身分の人士ら*hekateras takseos andrasin*」に言及している。これはドミティアヌス帝の顧問団と編制を同じくしよう。尚、2世紀においても皇帝裁判の顧問団が元老院議員と騎士から構成されたこと、議員を被告とする場合には騎士が陪席しなかったことについて、SHA, *Hadr*.8.8, *Marc*.10.6が証言する。またプリニウ

スも顧問団に招集されたことを書簡で明らかにしている。Plin., *Ep*. 4.22, 6.22, 31.

(46) SHA, *Hadr*.18. 列挙された法学者達については、W. Kunkel, *Die römischen Juristen: Herkunft und soziale Stellung*(=*RJ*), Köln & Bölau 2001[2][1st ed. in 1967], p.144f., 146f., 157ff.

(47) 改革肯定説は Mommsen, *StR*, II-2, p.989ff.; Hammond, *AM*, p.376; Buckland, *op.cit*., p.16; Hirschfeld, *op.cit*., p.339f., F. Pringsheim, The Legal Policy and Reforms of Hadrian, *JRS* 24, 1934, p.146; B. d'Orgeval, *L'Empereur Hadrien*, Paris 1950, p.210; A. d'Ors, La signification de l'œuvre d'Hadrien dans l'histoire du droit romain, in: *Les empereurs romains d'Espagne*, Paris 1965, p.151f.; H. Schulz, *History of Roman Legal Sciences*, Paris 1967, p.210. 一方、改革否定説は Crook, *op.cit*., p.59ff.; Kunkel, *KS*, p.207f.; Cuq, *op.cit*., p.329ff.; Cicogna, *op.cit*., p.61ff.; Amarelli, *op.cit*., p.188f.; G. G. Tissoni, Sul 'consilium principis' in età Traianea, *Studia et Documenta Historiae et Iuris* 31, 1965, p.235f.; Bauman, *op.cit*., p.259. 尚、２世紀後半には専任で、有給の法学者顧問団員が登場している。cf. Cuq, *op.cit*., p.348ff.; Crook, *op.cit*., p.73; Kunkel, *KS*, p.210.

(48) *ILS* 1455, *IGRR* I. 135; H. -G. Pflaum, *Les carrières procuratoriennes équestres sous le haut-empire*, Paris 1960, tome I, p.472ff.; Eck, *op.cit*., p.15ff.; Kunkel, *KS*, p.222f. ; Id., *RJ*, p.222f.; Crook, *op.cit*., p.73f., 80.

(49) Crook, *op.cit*., p.73f. は史料 Z に加わった大法学者たちと比べ、'consiliarius' を異質で格下の存在とみなす一方で、Eck, *op.cit*., p.16f. は後者が同じ時期に複数いて、同僚を形成したことに疑問符を呈している。つまり、両研究者は consiliarius が顧問団の中できわめて少数派を構成したと考えたのである。

(50) Zon., 12.15（＝ Loeb Classical Library No.177, E. Cary transl., *Dio's Roman History*, Vol.IX, London 1927, p.488). cf. T. M. Banchich and E. N. Lane transl., *The History of Zonaras: From Alexander Severus to the Death of Theodosius the Great*, London & New York 2009, p.40.

(51) SHA, *Alex.Sev*. 16. 尚、４史料とそれらの解釈については、南川、前掲書、329 頁以下を参照。

(52) Mommsen, *StR*, II-2, p.959ff.; Id, *Römisches Strafrecht*, Leipzig 1899, p.251ff.; J. L. Strachan-Davidson, *Problems of the Roman Criminal Law*, Oxford 1912, II, p.156ff.; H. Siber, *Römisches Verfassungsrecht in geschichtlicher Entwicklung*, Lahr 1952, p.286ff.; Bleicken, *op.cit*., p.60ff., 117f.; P. Garnsey, *Social Status and Legal Privilege in the Roman Empire*, Oxford 1970, p.34ff.,etc.

(53) T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, Oxford 1981 は勅答を「皇帝による無料法律相談」と位置づけ、請願局 a libellis が請願への回答文をすべて起草していたと論じた。しかし W. Turpin, Imperial Subscriptions and the Administration of Justice, *JRS* 81, 1991 などの批判を受け、Honoré は第２版において全面的書き換えを強いられた。勅答手続きについては、Honoré, *op.cit*., Oxford [2] 1994, chap.2; W. Williams, The Publication of Imperial Subscripts, *ZPE* 40, 1980, etc.